

銚田・行方・潮来市一般廃棄物広域処理促進協議会規約

(名称)

第1条 この協議会は、銚田・行方・潮来市一般廃棄物広域処理促進協議会（以下「協議会」という。）と称する。

(構成)

第2条 協議会は、銚田市、行方市及び潮来市（以下「構成市」という。）をもって構成する。

(目的)

第3条 協議会は、構成市から排出される一般廃棄物を広域的に処理し、安全かつ効率的に処理を行うことに関して必要な実施方策について協議することを目的とする。

(事業)

第4条 協議会は、前条の目的達成のため、次に掲げる事業を行う。

- (1) ごみ処理を広域的に行うための調査及び研究に関すること。
- (2) ごみ処理広域化基本構想等の策定に関すること。
- (3) ごみ処理施設候補地の選定に関すること。
- (4) その他目的達成に必要なこと。

(協議会)

第5条 協議会は、別表第1に掲げる委員で組織する。

- 2 協議会が必要と認めた場合は、別表第1に掲げる者以外のものを委員とすることができる。
- 3 協議会に会長1名、副会長2名及び監事2名の役員を置き、役員は、委員の互選により決定する。
- 4 役員の任期は、2年とし再任を妨げない。
- 5 会長は、会務を総括し、協議会を代表する。
- 6 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき又は欠けるときは、その職務を代理する。
- 7 監事は、協議会の会計を監査する。

(幹事会)

第6条 協議会に「幹事会」を設置し、協議会を補佐するとともに第4条に定める事業を処理する。

- 2 幹事は、別表第2に掲げる者で組織する。
- 3 会長が必要と認めた場合は、別表第2に掲げる者以外のものを幹事とすることができる。
- 4 幹事会に幹事長1名、副幹事長2名の役員を置き、役員は、幹事の互選により決定する。
- 5 役員の任期は、2年とし再任を妨げない。

6 幹事長は、会務を総括し、幹事会を代表する。

7 副幹事長は、幹事長を補佐し、幹事長に事故あるとき又は欠けるときは、その職務を代理する。

(会議)

第7条 協議会の会議は、協議会議（以下「本会議」という。）及び幹事会議とし、本会議は会長が、幹事会議は幹事長が、それぞれ招集する。

2 本会議の議長は会長があたり、幹事会議の議長は幹事長があたる。

3 その他事案の内容が軽易なものは、持ち回り決裁その他書面による構成員の過半数以上の同意により、会長はその事案を処理することができる。

(委員以外の者の出席)

第8条 会長は、必要に応じて本会議に委員以外の者の出席を要請し、助言を求めることができる。

2 会長は、必要に応じて本会議に幹事会の幹事及び関係職員等を出席させ、説明を求めることができる。

(事務局)

第9条 協議会の事務局は、行方市役所北浦庁舎内に置く。

2 事務局は、会長が委嘱し、庶務、会計の事務を行う。

3 事務局に関する必要な事項は、会長が別に定める。

(経費)

第10条 協議会に必要な経費は、構成市が負担するものとし、当該負担すべき額は、構成市の協議により決定する。

(財務に関する事項)

第11条 協議会の予算編成、現金の出納その他財務に関し必要な事項は、会長の属する市の例により会長が別に定める。

(その他)

第12条 この規約に定めるもののほか、協議会に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この規約は、平成24年5月17日から施行する。

附 則

この規約は、平成25年2月13日から施行する。

別表第1（第5条関係）

委員	銚田市	市長
		市民部長
	行方市	市長
		経済部長
	潮来市	市長
		環境経済部長

別表第2（第6条関係）

幹事	銚田市	生活環境課長
		銚田クリーンセンター所長
		生活環境課担当係長等
	行方市	環境課長
		環境美化センター所長
		環境課担当係長等
	潮来市	環境課長
		環境課施設管理センター長
		環境課担当係長等